

◎新潟県告示第483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成28年4月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション ・桜井	新潟県燕市新堀1138 番地1	社会福祉法人桜井 の里福祉会	平成28年4月1 日
訪問看護 介護予防訪問看護	津南町訪問看護ステー ション	新潟県中魚沼郡津南 町大字下船渡丁2682 番地	津南町	平成28年4月1 日
介護予防通所介護	シニアエクササイズさ んわ	新潟県柏崎市三和町 5番41号	社会福祉法人柏崎 市社会福祉協議会	平成28年4月1 日